

# 南海トラフ地震をはじめとする大規模地震の 初動対応レビュー

## 南海トラフ地震をはじめとする大規模地震の初動対応レビュー

- 今後 30 年以内に 70～80%の確率で発生が予想されている南海トラフ地震では、県内で最大約53,000人の死者が生じるなど甚大な被害が予想されており、発災直後から迅速かつ的確な対応をとれるか、初動対応が被害の軽減やその後の応急対策に大きな影響を及ぼします。
- 救助・救急活動において極めて重要な時間帯である発災当初の72時間には、特に以下のような対応が必要です。
  - ① **災害対策本部体制を迅速に確立する**  
令和 4 年 8 月、災害対策本部体制の確立について、検証と対応を整理したうえで、これまで具体的に整理されていなかった大規模地震発生直後の極めて早い段階における活動手順を明確化し、初動対応タイムラインを策定しました。
  - ② **人命救助に必要な活動へ人的・物的資源を優先的に配分する**  
今回、救助・救急活動について、対策を進めるにあたり想定されるリスクを洗い出したうえで、具体的な活動手順やオペレーションをフェーズごとにタイムラインとして整理し、災害対策本部体制の確立と合わせて、「南海トラフ地震をはじめとする大規模地震の初動対応レビュー」をとりまとめました。
- 今後は、今回のレビューで策定した各タイムラインを活用し、総合防災訓練や図上訓練を実施することで、活動の流れや具体的な活動手順を共有し、初動対応能力の向上を図っていきます。

# 南海トラフ地震をはじめとする大規模地震の初動対応レビュー

- ◆ 令和4年8月、**災害対策本部**における初動対応の検証と対応を整理したうえで、これまで具体的に整理されていなかった南海トラフ地震等発生直後から概ね6時間までの極めて早い段階における活動手順を明確化し、初動対応タイムラインを策定しました。
- ◆ 今回、**救助・救急活動**について、さまざまな災害対策を先手先手で行うため、想定されるリスクを洗い出し、発災当初の72時間における実施すべき対策とその具体的な活動手順を活動分野およびフェーズごとにタイムラインとして整理し、災害対策本部体制の確立と合わせて、「**南海トラフ地震をはじめとする大規模地震の初動対応レビュー**」をとりまとめました。

令和4年8月公表

令和5年5月公表

			実施すべき対策
初動対応	災害対策本部体制		災害対策本部体制の確立、関係機関への連絡
	救助・救急活動	被災者救助活動	救助・救急活動方針の決定、救助活動拠点の確保、救助機関の活動状況把握・共有
		医療救護活動	DMATの派遣要請、SCUの設置、医療搬送、医薬品等の調達
		避難者支援	緊急避難場所からの移送計画の策定、緊急避難場所からの避難者の移送、孤立地域への物資供給
	基盤確保	道路・航路啓開、ライフライン確保	道路・航路啓開、ライフラインの確保
避難所機能の確保		支援物資・資機材の配分計画の決定・調達、輸送手段の確保 避難所における電源確保、入浴等の生活支援の要請	

3

## 災害対策本部活動の基本的な考え方

発災当初の72時間が救助・救急活動において極めて重要な時間帯であることをふまえ、この時間帯における災害対策本部活動の基本的な考え方を改めて整理しました。

- 県民の生命を守ることを最優先に活動します。
- 国や救助機関等へ躊躇することなく応援要請を行います。
- さまざまな災害対応を先手先手で行うため、被害報告を待つのではなく、緊急派遣チームやヘリなど、あらゆる手段を用いて主体的に情報収集します。特に、人命に直結する情報を最優先で収集します。
- 市町に対して県から直ちに緊急派遣チームを派遣し、災害の最前線で活動する市町を全力で支援します。
- 通信途絶等により情報入手が困難な状況においては、被害想定を前提に対策を実施します。
- 刻々と変化する状況を機敏に捉えるとともに、部隊の一挙投入を心がけるなど、最善の対策を展開します。
- 国、他都道府県、関係機関等からの応援を迅速・的確に受入れ、効果的な災害対応を実施します。
- 発災当初の72時間に捉われることなく、全力で救助・救急活動に取り組みます。

# 1. 災害対策本部体制編 (令和4年8月公表)

## 災害対策本部体制に関する初動対応レビュー

### 1. 検証と対応

災害発生直後には「県民の生命を守ることを最優先に活動します。」等の初動対応の基本的な考え方にに基づき、災害対策本部における初動対応の検証と対応を次の項目について整理。

- |                      |                           |
|----------------------|---------------------------|
| (1) 災害発生時の非常参集       | (2) 災害対策本部の立ち上げ           |
| (3) 緊急派遣チーム          | (4) 関係機関への連絡及び情報共有        |
| (5) 報道機関を通じた県民への呼びかけ | (6) 知事が県外滞在時に災害が発生した場合の対応 |

初動対応を時系列で整理

### 2. 初動対応タイムライン

検証と対応をふまえて、南海トラフ地震等発生直後から概ね6時間までについて、知事や部局長、職員、緊急派遣チーム、地方部のそれぞれの活動と、自然現象や被害状況、救助機関、市町、国の活動状況を時系列で整理。

# 災害対策本部体制に関する検証と対応

## (1) 災害発生時の非常参集

### ・検証

大規模災害の経験がなく、具体的な参集イメージを描けていない職員が多い。

### ・対応

実態に即した参集訓練を通して、参集の確実性を高める。

## (2) 災害対策本部の立ち上げ

### ・検証

オペレーションルーム等の設営と本部移設、職員の安否状況等の把握について、手順と役割を整理することが必要。

### ・対応

円滑な活動スペースの設営と本部移設ができるよう、手順と役割を整理。また、職員防災一斉メールシステムを活用し、全職員の安否を総括的に把握・管理した上で、適正な人員配置を行う。

## (3) 緊急派遣チーム

### ・検証

市町が行う災害マネジメントの総括的支援など、より市町の支援に取り組むことが必要。

### ・対応

市町支援については、市町長との意見交換等を行うことも考えられるため、管理職と防災に精通した職員をあらかじめ名簿に指定し、迅速に派遣できる体制の整備を行う。

## (4) 関係機関への連絡及び情報共有

### ・検証

市町・官邸との連携や災害派遣要請について、具体的な連絡先を決め、災害対策本部内で共有することが必要。

### ・対応

市町長、官邸、救助機関との連絡調整について、連絡先と連絡目的、県の連絡担当を整理。

## (5) 報道機関を通じた県民への呼びかけ

### ・検証

被災地の住民に被害状況や支援情報を適切に伝えるとともに、被災地外からの支援を効果的に受けられるよう、報道機関を通じて積極的に情報を発信することが必要。

### ・対応

被災住民や全国の支援者に適宜・適切な情報発信を行うため、記者会見の内容や実施するタイミング、実施場所について整理。

## (6) 知事が県外滞在時に災害が発生した場合の対応

### ・検証

知事が県外滞在時に災害が発生した場合、速やかに帰庁する手段等の整理が必要。

### ・対応

迅速に三重県庁へ戻るための帰庁方法を整理。また、本部長である知事が帰庁するまでの間は、衛星携帯電話などを用いて知事が指示を行いつつ、副本部長が代理で指揮を執る。

# 南海トラフ地震をはじめとする大規模地震 初動対応タイムライン

経過時間	自然現象 【警報等】	被害状況	知事 (本部長)	部局長 (本部長)	職員 (総括部隊等)	緊急派遣チーム	地方部	救助機関の 活動状況	市町の 活動状況	国の 活動状況
地震発生	緊急地震速報発表	・津波、地震動、液状化、崖崩れによる建物被害が多数発生	非常参集開始	非常参集開始、災害対策本部の立ち上げ (防災一斉メールを受信し、安否、参集場所、参集時間を報告)				職員参集開始	職員参集開始	職員参集開始
10分	県内全域で震度5強～震度7の揺れ	・木造住宅密集地域等で出火 ・発電所、変電所、浄水場、通信施設、下水道処理場、鉄道等が被災し機能停止							避難指示発令	官邸対策室設置
3分後	揺れが収まる									
3分後	大津波警報等発	・斜面崩壊、橋梁の破損、津波等による道路被害が多数発生			職員の安否情報、配備状況、所管施設の被害状況の把握		職員の安否情報、配備状況、所管施設の被害状況の把握	自衛隊、海上保安庁、緊急消防援助隊の出動準備、連絡員派遣	被害情報収集開始	内閣府調査チーム派遣
3分後	津波の第一波が熊野市、尾鷲市に到達								避難誘導(警察、消防)	
20分	以降、継続的に余震が発生		被災市町長との情報交換		各所属における被害状況、通信状況の確認		各所属における被害状況、通信状況の確認		市町長と知事との情報交換	
30分		・津波、地震動等による家屋倒壊のため多数の死者、負傷者が発生	官邸への連絡		被災市町からの情報収集		被災市町からの情報収集		救助活動開始(消防、消防団)	緊急災害対策本部設置
40分		・津波に巻き込まれて死者、負傷者が発生 ・火災による死者、負傷者発生	自衛隊、海上保安庁、緊急消防援助隊、DMATへの災害派遣等の要請		派遣先(市町)調整			知事からの災害派遣等の要請受理(自衛隊、海上保安庁、緊急消防援助隊、DMAT)		
50分					県防災ヘリでの被害情報収集					
59分後	津波の第一波が津市に到達	被災住民が避難所に集まり始める	緊急に行うべき対応の検討、実施		応急対策職員派遣制度における総務省(またはブロック幹事県)への情報提供		緊急派遣チームの送り出し		避難所安全確認、開設	
60分						移動(移動中の被害報告)				

経過時間	自然現象【警報等】	被害状況	知事(本部長)	部局長(本部長)	職員(総括部隊等)	緊急派遣チーム	地方部	救助機関の活動状況	市町の活動状況	国の活動状況
2時間	91分後 津波の第一波が桑名市に到達	医療施設に負傷者が殺到	災害対策本部本部員会議	被害情報及び要請事項の収集、対策の立案・実行、対応状況の把握		派遣先の各市町に到着後、被害情報及び要請事項の収集、災害対策本部の支援	被害情報及び要請事項の収集	ヘリ等による被害情報収集	避難所運営	ヘリ等による被害情報収集
								自衛隊、海上保安庁、緊急消防援助隊、警察による救助活動開始	住民への広報(被害情報、避難所情報等)	
3時間			報道機関を通じた県民への呼びかけ				災害対策本部本部員会議(web会議出席)	警察による緊急交通路確保、交通規制実施	住民からの問い合わせ対応	
			被災情報及び応急対応情報の把握、対応方針の検討、指示		内閣府調査チームとの情報共有、支援依頼		広域物資搬送拠点の被害調査			内閣府調査チーム到着
6時間					救助機関との調整		広域物資搬送拠点の立ち上げ	自衛隊先遣隊到着 緊急消防援助隊指揮支援部隊到着	市町物資拠点の立ち上げ 住民への広報(物資、ライフライン等)	

## 知事が県外滞在時、三重県で大規模災害が発生した場合

滞在場所(被害なし)

三重県に最も早く  
戻ることができる  
移動方法を選択

※県外へ出張する際には、  
衛星携帯電話を所持

**公共交通機関**

- ・鉄道
- ・飛行機



三重県に最も近い主要駅・空港まで移動

**車両**

- ・赤灯付公用車 ※県庁・地域機関が保有

**車両**

- ・知事公用車
- ・東京事務所公用車
- ・タクシー



※緊急通行車両確認  
標章を随行者が持参

※通行可能、かつ最も早く戻ることができる  
高速道路等のルートを選択。

合流地点まで移動

**車両**

- ・赤灯付公用車 ※県庁・地域機関が保有

発災

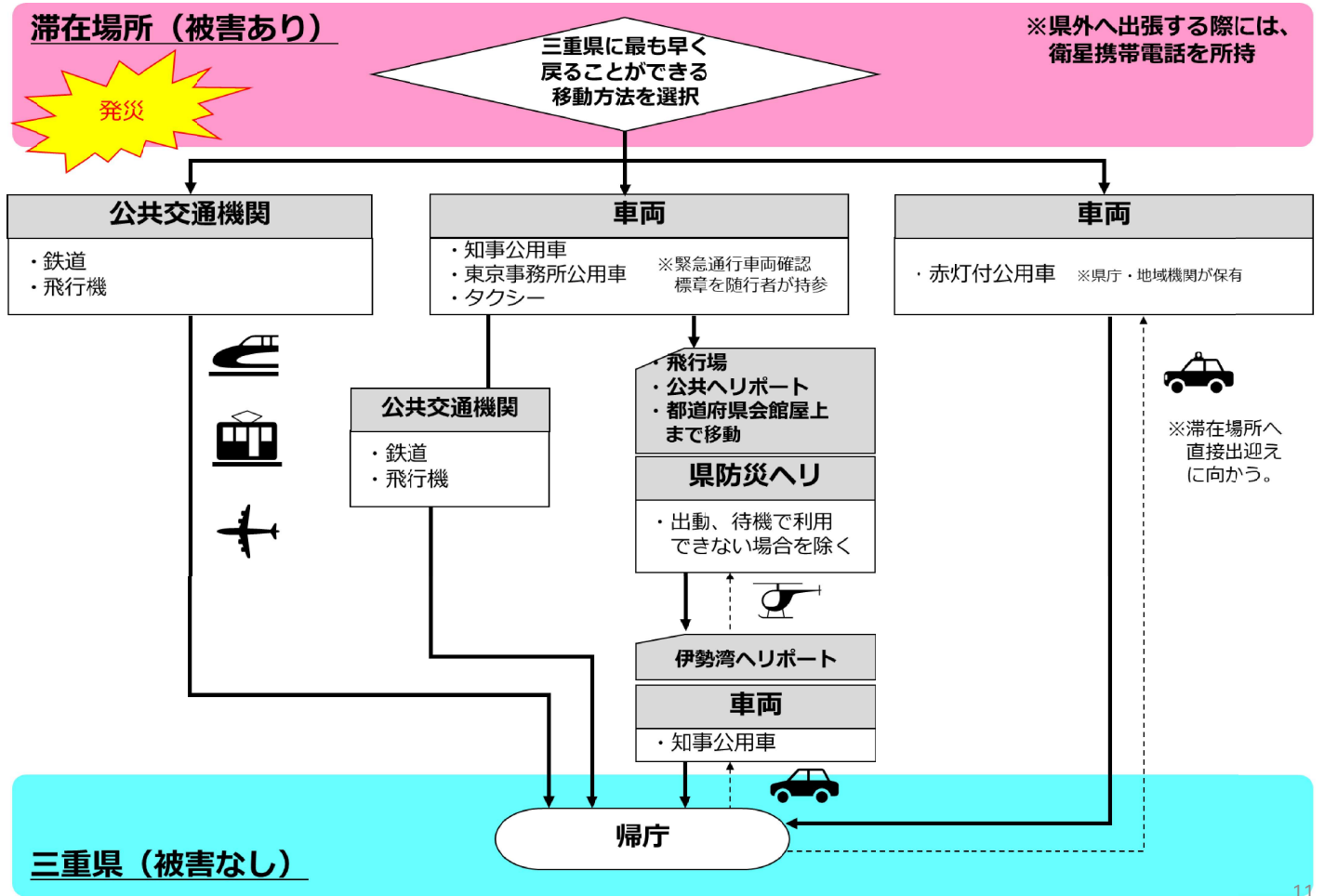
三重県(被害あり)

帰庁



※三重県内および周辺の道路状況を確認しながら  
出迎えに向かう。

# 知事が県外滞在時、滞在場所で大規模災害が発生した場合



11

## 災害対策本部体制の充実・見直し

令和4年8月に策定した初動対応レビューをもとに、各部隊の初動対応タイムラインの作成や新たな緊急派遣チームの体制整備など、災害対策本部体制の充実・見直しを行いました。

### 1. 各部隊の初動対応タイムラインを作成

8月に公表した初動対応レビューでは、まずは災害対策本部活動の中心となる総括部隊の初動対応タイムラインのみを作成しましたが、その後各部隊ごとの初動対応タイムラインを作成し、県総合図上訓練前に訓練参加者が活動の流れを時系列で理解するために活用するとともに、訓練当日は各部隊における活動の進捗把握に活用しました。

### 2. 新たな緊急派遣チームの体制整備

これまでの緊急派遣チームで行っていた情報収集に加えて、被災市町の物的・人的ニーズの要望聴取等を行い、県災害対策本部との円滑な調整支援を行うことを目的に、総括支援員（管理職）、支援員（防災に精通した職員）、情報連絡員を3人一組で事前に決めた担当市町に派遣する新たな緊急派遣チーム体制を整備しました。

### 3. 県総合図上訓練での検証、地域防災計画・部隊活動要領への反映

9月1日と1月27日に実施した県総合図上訓練において、新たな緊急派遣チームを実際に市町に派遣するなど、災害対策本部全体で活動する中で、各部隊の初動対応タイムラインに基づく対応について検証を行ったうえで、地域防災計画や部隊活動要領に反映しました。

### 4. 災害対応工程管理システム（BOSS）への反映

地域防災計画の前後関係をフロー図形式で整理し、災害対応工程を「見える化」したシステムである災害対応工程管理システム（BOSS）へ、初動対応タイムラインを反映しました。

## 2. 救助・救急活動編 (令和5年5月公表)

### 救助・救急活動に関する初動対応レビュー

#### 1. 想定されるリスクと対応方針

県民の命に直結する初動対応の段階における救助・救急活動について、さまざまな災害対策を先手先手で行うため、想定されるリスクを洗い出し、対応方針を整理。

- (1) 夜間はヘリによる上空偵察が制限
- (2) 通信制限や電源喪失による通信途絶
- (3) 救助活動拠点の被災による使用不可
- (4) 医療搬送ニーズの増大による搬送手段の不足

実施すべき対策を  
時系列で整理

#### 2. 救助・救急活動に関する具体的な活動手順

想定されるリスクと対応方針をふまえて、救助・救急活動において極めて重要な時間帯である発災当初の72時間について、実施すべき対策とその具体的な活動手順を活動分野およびフェーズに分けて整理。

# 救助・救急活動に関する初動対応レビューの範囲

## ◆情報収集

- ・緊急派遣チーム等による情報収集
- ・ヘリ、固定翼機、ドローンによる上空からの情報収集
- ・消防、警察、自衛隊、海上保安庁等による現場からの情報収集
- ・緊急避難場所における避難者の情報収集
- ・船舶による海上からの情報収集
- ・災害拠点病院等の被害状況確認
- ・収集した情報の関係機関間での共有

## 被災者救助活動

### ◆救助・救急活動

- ・救助・救急活動方針の決定
- ・救助活動拠点の確保
- ・救助機関の活動状況把握・共有

### ◆医療救護活動

- ・DMATの派遣要請
- ・SCUの設置
- ・医療搬送
- ・医薬品等の調達

### ◆避難者支援

- ・緊急避難場所からの移送計画の策定
- ・緊急避難場所からの避難者の移送
- ・孤立地域への物資供給

## 活動のための基盤確保

### ◆道路・航路啓開、ライフライン確保

- (道路・航路啓開)
- ・緊急点検の実施
  - ・道路啓開方針の決定
  - ・航路啓開方針の決定
  - ・啓開作業体制の確保
- (ライフライン確保)
- ・非常用発電機用の燃料の臨時供給要請

### ◆避難所機能の確保

- ・協定締結団体との連携体制確保
- ・国、県プッシュ型支援物資、資機材の配分計画決定、輸送
- ・避難所における電源確保
- ・自衛隊・海上保安庁による生活支援の要請

15

## 南海トラフ地震をはじめとする大規模地震の初動対応(救助・救急活動)において想定されるリスクへの対応方針

### (1) 夜間はヘリによる上空偵察が制限

#### ・想定されるリスク

県防災ヘリでは夜間の映像が不鮮明であるため、上空偵察活動が制限される。

#### ・対応方針

自衛隊、海上保安庁は赤外線カメラを搭載したヘリを保有しているため、夜間に発災した場合は自衛隊、海上保安庁に上空偵察を要請する。

### (2) 通信制限や電源喪失による通信途絶

#### ・想定されるリスク

輻輳による通信制限や停電等の電源喪失により、平時に利用しているNTT回線等が利用できなくなる。

#### ・対応方針

防災行政無線や衛星携帯電話など各機関に整備している代替手段を活用するとともに、既設の代替手段が使用できない施設へは可搬型設備の配置を行い、通信を確保する。

### (3) 救助活動拠点の被災による使用不可

#### ・想定されるリスク

救助活動拠点の候補地としていた施設が被災し、予定どおりの使用ができない。

#### ・対応方針

県広域受援計画において「優先的に使用する拠点」としてリストアップしている27施設が使用できない場合は、あらかじめ候補地として位置づけている施設の中から、活動地域へのアクセスを最優先として速やかに代替拠点を確保する。

### (4) 医療搬送ニーズの増大による搬送手段の不足

#### ・想定されるリスク

医療搬送ニーズの増大により、救急車による搬送が困難なケースが発生する。

#### ・対応方針

通常の搬送手段である救急車やドクターヘリに加えて、協定に基づき民間企業に大型バス等による輸送を要請し、患者搬送の緊急度に応じた搬送手段を確保・調整する。



# フェーズごとに実施すべき対策

活動フェーズ	救助・救急活動	医療救護活動	避難者支援	道路・航路啓開、ライフライン確保	避難所機能の確保
フェーズ1 (発災～6時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、救助機関への応援要請</li> <li>上空からの情報収集</li> <li>海上からの情報収集</li> <li>通信手段の確認および確保</li> <li>救助・救急活動方針の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害拠点病院、SCU候補地等の情報収集</li> <li>災害医療コーディネーター、統括DMATの本部派遣要請</li> <li>DMAT派遣要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波避難タワーなど、緊急避難場所における避難者の情報収集</li> <li>緊急避難場所からの避難者の移送に関する優先順位の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急点検の実施</li> <li>啓開等作業体制の確保</li> <li>重要施設、ライフラインに関する情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所開設状況の把握</li> <li>県物資拠点、市町物資拠点の被災状況の把握</li> <li>物資調達、物資輸送に関する協定締結団体との連携体制確保</li> <li>県物資拠点の立上げ</li> </ul>
フェーズ2 (6～12時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>救助活動拠点の確保</li> <li>広域応援部隊への情報提供</li> <li>共通地図の作成による情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療搬送開始</li> <li>SCUの設置</li> <li>県備蓄医薬品、衛生材料等の分配</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣可能な自衛隊車両、市町保有バス、民間バスなど移送手段と受入れ避難所を調整し、移送計画を策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路啓開方針の決定、道路啓開作業開始</li> <li>非常用発電機用の燃料臨時供給や電源車派遣に関する計画策定および要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、県プッシュ型支援物資・資機材の配分計画の決定</li> <li>県プッシュ型支援物資の調達</li> </ul>
フェーズ3 (12～24時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な活動調整会議の開催による活動状況の共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域医療搬送開始</li> <li>医薬品、衛生材料等の調達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>移送計画に基づき、緊急避難場所から安全な避難所へ避難者を移送</li> <li>孤立地域への物資供給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高速道路・自動車専用道路の啓開完了</li> <li>緊急交通路の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難生活の実態・ニーズの把握</li> <li>避難所へのDMAT等の派遣調整</li> <li>物資輸送手段の確保</li> <li>民間からの支援受入れ調整</li> <li>自衛隊・海上保安庁に対する入浴等の生活支援要請</li> </ul>
フェーズ4 (24～72時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>救助・救急活動方針の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健医療活動チームの派遣</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地アクセスルートや海上輸送ルートの啓開完了</li> <li>非常用発電機用の燃料の臨時供給開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県プッシュ型支援物資の供給開始</li> <li>避難所へのDMAT等の派遣</li> </ul>

17

## 具体的な活動手順(救助・救急活動)

人命救助を最優先に行うため、国や救助機関へ躊躇なく応援を要請するとともに、救助・救急活動の進捗や災害発生からの経過時間など状況の変化に応じて、救助・救急活動の調整や支援を円滑に行えるよう、以下のとおりフェーズごとの整理を行いました。

活動フェーズ	実施すべき対策	具体的な活動手順
フェーズ1 (発災～6時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、救助機関への応援要請</li> <li>救助・救急活動方針の決定に必要な情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国、救助機関への応援要請 <ul style="list-style-type: none"> <li>あらかじめ定めた防災対策部職員が各救助機関と情報共有や依頼を行ったうえで、知事等から応援要請を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊：防災対策部専門監（自衛隊OB）</li> <li>海上保安庁：防災対策部災害即応・連携課主幹（海上保安庁OB）</li> <li>警察：防災対策部災害即応・連携課主査（県警から派遣）</li> <li>消防庁：防災対策部消防・保安課長</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>● 緊急派遣チームによる情報収集 <ul style="list-style-type: none"> <li>震度5以上の市町に対して、あらかじめ指定した名簿から、速やかに緊急派遣チームを派遣する。</li> <li>緊急派遣チームは、総括部隊情報班に対して、 <ul style="list-style-type: none"> <li>市町庁舎への経路上の被害情報</li> <li>市町災害対策本部に寄せられている被害情報</li> <li>市町の支援ニーズ</li> </ul> を報告する。</li> </ul> </li> </ul>

活動フェーズ	実施すべき対策	具体的な活動手順
フェーズ1 (発災～6時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>救助・救急活動方針の決定に必要な情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>上空からの情報収集</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>速やかに県防災ヘリ（1機）、県警ヘリ（2機）により、甚大な被害が想定される地域（津波被害が想定される県南部、海拔ゼロメートル地帯、コンビナート等）の情報を収集</li> <li>夜間に発災した場合は、赤外線カメラを搭載している自衛隊ヘリ、海上保安庁ヘリに上空偵察を要請</li> <li>応援ヘリ受入れの拠点として、三重交通Gスポーツの杜鈴鹿にヘリベースを設置</li> <li>自衛隊、海上保安庁、中部地方整備局に対して、ヘリ、固定翼機、ドローンの映像の提供を依頼</li> </ul> </li> <li>● <b>海上からの情報収集</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>海上保安庁リエゾン（または各海上保安部）および自衛隊リエゾンから、船舶により海上から把握した港や漁業集落、海路の被害情報を収集</li> </ul> </li> <li>● <b>参集職員からの情報収集</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常参集した職員から、各所属長を通じて参集経路上の被害情報を収集</li> </ul> </li> </ul>

19

活動フェーズ	実施すべき対策	具体的な活動手順
フェーズ1 (発災～6時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信手段の確認および確保</li> <li>救助・救急活動方針の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>通信手段の確認および確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>各市町災害対策本部、救助機関との通信状況の確認を実施 【確認順位】 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 NTT回線</li> <li>2 インターネット回線 (県防災情報プラットフォーム、メール)</li> <li>3 防災行政無線（地上系）</li> <li>4 防災行政無線（衛星系）</li> <li>5 衛星携帯電話</li> </ol> </li> <li>既存設備で通信できない施設に対して可搬型衛星通信設備や衛星携帯電話を配置</li> </ul> </li> <li>● <b>活動調整会議の開催および救助・救急活動方針の決定</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>初回の活動調整会議で以下の項目を共有し、初動対応の段階における救助・救急活動方針を決定 【参加機関】 県、消防調整本部、警察、自衛隊、海上保安庁 (必要に応じてTEC-FORCE、気象台) 【共有項目】 <ul style="list-style-type: none"> <li>各救助機関の意思決定者、リエゾンの氏名、連絡先</li> <li>各救助機関が把握している被害情報（上空偵察状況等）</li> <li>110番、119番の入電状況</li> <li>部隊の運用、他県からの応援状況</li> <li>安全管理対策への技術的助言</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

活動フェーズ	実施すべき対策	具体的な活動手順
フェーズ2 (6～12時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 救助活動拠点の確保</li> <li>● 広域応援部隊への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 救助活動拠点の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総括部隊救助班が、「優先的に使用する拠点」候補地の施設管理者に対して、施設の被害情報や利用可否を確認</li> <li>・ 「優先的に使用する拠点」が使用できない地域での部隊展開が必要な場合は、あらかじめ候補地として位置づけている施設の中から、活動地域へのアクセスを最優先として速やかに代替施設を確保</li> <li>ただし、地元部隊から利用可能な施設に関する情報提供がある場合は、当該施設を優先</li> <li>・ リエゾンを通じて、利用可能な施設の情報を各救助機関に提供し、実際の利用予定箇所を確認</li> <li>・ 拠点の利用予定は、総括部隊救助班がとりまとめ、各救助機関リエゾンおよび市町へ情報提供</li> </ul> </li> <li>● 広域応援部隊への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域応援部隊（県外からの応援部隊）の速やかな三重県進出のため、各救助機関リエゾンを通じて、以下の情報を提供</li> <li>【提供する情報】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動地域の被害情報</li> <li>・ 進出拠点、救助活動拠点へのアクセスルート</li> <li>・ 緊急車両が給油可能な中核SS</li> <li>・ 活動地域や拠点のライフライン情報</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

21

活動フェーズ	実施すべき対策	具体的な活動手順
フェーズ2 (6～12時間)	● 共通地図の作成による情報共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 共通地図の作成による情報共有 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三重県防災地図の使用を基本とし、活動調整会議にあわせて定期更新</li> <li>【集約する情報】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 津波浸水、大規模火災等の全体状況</li> <li>・ 出動部隊および配置</li> <li>・ 孤立地域</li> <li>・ 医療搬送等の要救助者情報</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
フェーズ3 (12～24時間)	● 各機関の部隊展開・活動状況の共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 定期的な活動調整会議の開催による活動状況の共有 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 早朝（現場での活動開始前）および夜（現場での活動終了後）を基本として、定例時刻を設定</li> <li>【報告・共有事項】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動の進捗状況（活動予定）</li> <li>・ 部隊、保有機材の状況</li> <li>・ 要救助者の発見場所など救助の可能性が高いエリア（重点搜索箇所）</li> <li>・ 道路情報（社会基盤整備部隊から共有）</li> <li>・ 各活動地域における活動中止基準</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
フェーズ4 (24～72時間)	● 救助・救急活動方針の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 救助・救急活動方針の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動調整会議で共有される救助・救急活動の進捗状況や救助機関の部隊派遣状況等をふまえ、必要に応じて救助・救急活動方針を見直し</li> </ul> </li> </ul>

## 具体的な活動手順(医療救助活動)

救助された傷病者の命を確実に救うため、医療資源の確保や広域医療搬送体制の整備を行い、被災地における医療機能を維持・回復できるよう、以下のとおりフェーズごとの整理を行いました。

活動フェーズ	実施すべき対策	具体的な活動手順
フェーズ1 (発災～6時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関等の被害情報の収集</li> <li>災害医療コーディネーター、統括DMATの派遣要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>災害拠点病院等の情報収集</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>広域災害救急医療情報システム（EMIS）などにより、災害拠点病院や津波被害が想定される医療機関などの情報を最優先に収集</li> <li>【収集項目】 <ul style="list-style-type: none"> <li>施設被害の有無</li> <li>ライフライン、医薬品等の状況</li> <li>医療機能の確保状況</li> <li>実働病床数、現在の患者数</li> <li>今後転送が必要な患者数</li> <li>職員数</li> <li>三重DMAT等の待機状況</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>● <b>SCU候補地の情報収集</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>SCU候補地の被害情報、アクセスルート等を確認</li> </ul> </li> <li>● <b>災害医療コーディネーター、統括DMATの本部派遣要請</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>登録されている災害医療コーディネーターおよび統括DMATの安否確認を行い、県災害対策本部への派遣を要請</li> </ul> </li> </ul>

23

活動フェーズ	実施すべき対策	具体的な活動手順
フェーズ1 (発災～6時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>DMATの派遣要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>DMAT派遣要請</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>DMAT調整本部の立ち上げ</li> <li>統括DMATの助言を得て、DMAT指定病院に対して三重DMATの派遣を要請</li> <li>統括DMATの助言を得て、非被災都道府県または厚生労働省に対して、日本DMATの派遣を要請</li> </ul> </li> </ul>
フェーズ2 (6～12時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療搬送の開始</li> <li>広域医療搬送の準備</li> <li>医薬品等の分配</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>地域医療搬送開始</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>EMIS等を利用して収集した各医療機関の患者受入情報を参考に、救助された傷病者や病院の被災により転院が必要な患者等の受入れ調整や搬送を実施</li> <li>救急車やドクターヘリに加え、協定に基づき民間企業に大型バス等による輸送を要請し、緊急度に応じた搬送手段を確保・調整</li> </ul> </li> <li>● <b>SCUの設置</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>国緊急災害対策本部へ広域医療搬送を要請</li> <li>DMAT調整本部等と連携し、SCUへ派遣するDMATを決定</li> <li>SCUを設置</li> </ul> </li> <li>● <b>県備蓄医薬品、衛生材料等の分配</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害医薬品備蓄センター等に保管している医薬品、衛生材料等を災害拠点病院やDMAT等に分配</li> </ul> </li> </ul>

活動フェーズ	実施すべき対策	具体的な活動手順
フェーズ 3 (12～24時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域医療搬送の開始</li> <li>・医薬品等の調達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>広域医療搬送開始</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ D M A T 調整本部と連携し、広域医療搬送対象患者を県内の S C U へ搬送</li> <li>・ 被災地外 S C U への搬送を国緊急災害対策本部へ要請</li> </ul> </li> <li>● <b>医薬品、衛生材料等の調達</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害薬事コーディネーターと連携し、医薬品卸販売業者に対して医薬品等の供給を要請</li> <li>・ 県内における調達が困難な場合は、国および他都道府県等に対して供給を要請</li> <li>・ 供給される医薬品等を受け入れるための県医薬品等集積施設を設置</li> </ul> </li> </ul>
フェーズ 4 (24～72時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急性期以降の災害医療体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>保健医療活動チームの派遣</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 急性期以降の災害医療体制の継続を見込み、災害医療コーディネーター等の助言のもと、保健医療活動チームの派遣を調整</li> <li>・ D M A T から保健医療活動チームへ医療救護活動を引継ぎ</li> </ul> </li> </ul>

25

## 具体的な活動手順(避難者支援)

津波から逃れた命を確実に守るため、津波避難タワーや津波避難ビルなど緊急避難場所へ一時的に逃れた避難者を、速やかに安全な避難所へ移送できるよう、以下のとおりフェーズごとの整理を行いました。

活動フェーズ	実施すべき対策	具体的な活動手順
フェーズ 1 (発災～6時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者情報の収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>津波避難タワーなど緊急避難場所における避難者の情報収集</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 津波避難タワーや津波避難ビルなど緊急避難場所へ避難している避難者に関する情報を収集</li> </ul> </li> <li>● <b>避難者の移送に関する優先順位の検討</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 津波避難タワー等の浸水程度、避難人数、設備や備蓄の状況をふまえて、緊急避難場所から避難所への移送に関する優先順位を検討</li> </ul> </li> </ul>
フェーズ 2 (6～12時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移送計画の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>避難者の移送計画策定</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町と連携して派遣可能な自衛隊車両や市町保有バス、協定に基づく民間バスなど輸送手段を確保するとともに、受入れ先となる避難所を調整し、緊急避難場所からの避難者の移送計画を策定</li> </ul> </li> </ul>
フェーズ 3 (12～24時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者の移送開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>避難者の移送</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移送計画に基づき、安全な避難所へ避難者を移送</li> </ul> </li> </ul>
フェーズ 4 (24～72時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・孤立地域への物資供給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>孤立地域への物資供給</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路の寸断等により物資が調達できない孤立地域に対して、ヘリコプターによる輸送を基本に備蓄物資を供給</li> </ul> </li> </ul>

# 具体的な活動手順(道路・航路啓開、ライフライン確保)

津波等により甚大な被害を受けた地域での救助・救急活動を円滑に実施するため、すべての災害応急対策活動の基礎となる被災地へアクセスや、病院など重要施設の業務継続に必要なライフラインが確保できるよう、以下のとおりフェーズごとの整理を行いました。

活動フェーズ	実施すべき対策	具体的な活動手順
フェーズ 1 (発災～6時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害情報の収集、啓開作業体制の確保</li> <li>重要施設の情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>緊急点検の実施</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路および道路注意箇所を中心に、道路パトロールを実施</li> <li>ただし、津波浸水区域は、大津波警報解除後に、避難場所の確保を行ったうえで、道路パトロールを実施</li> <li>交通の障害となるような事態を発見した場合は、危険を防止するための簡単な障害物の除去など応急措置を実施</li> <li>港や航路は、大津波警報発令中のため、ヘリや目視による情報、観測情報を収集</li> </ul> </li> <li>● <b>啓開作業体制の確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>協定団体、中部地方整備局、市町と連携し道路・航路啓開に係る作業体制を確保</li> </ul> </li> <li>● <b>重要施設の情報収集</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>病院や市町村庁舎、消防庁舎など重要施設に係る情報を収集</li> <li>【収集項目】 <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の被害情報（使用継続の有無）</li> <li>非常用発電機の稼働状況</li> <li>自家用備蓄燃料の残量</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

27

活動フェーズ	実施すべき対策	具体的な活動手順
フェーズ 1 (発災～6時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフラインに関する情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>ライフラインに関する情報収集</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>県災害対策本部に派遣されるリエゾン等を通じて、電力、ガス、通信に係る以下の情報を収集</li> <li>【収集項目】 <ul style="list-style-type: none"> <li>被害情報（支障発生地域、原因等）</li> <li>復旧方針、復旧見込み</li> <li>電源車や移動基地局車の配備可能数</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>● <b>ガソリンスタンド（中核SS、住民拠点SS）の情報収集</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>県石油商業組合と連携し、車両への燃料供給に関する情報を収集</li> <li>中核SSの情報は、救助機関および市町へ共有</li> <li>稼働している住民拠点SSの情報は、買いだめ・買い急ぎの自粛依頼とあわせて県HP等を通じて、県民へ周知</li> </ul> </li> </ul>
フェーズ 2 (6～12時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路啓開方針の決定</li> <li>燃料臨時供給や電源車派遣に係る計画策定および要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>道路啓開方針の決定、道路啓開作業開始</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>中部版くしの歯作戦や県広域受援計画、救助・救急活動、医療救護活動の状況をふまえて、道路啓開方針を決定</li> <li>県建設業協会等関係機関と連携し、啓開作業を開始</li> </ul> </li> <li>● <b>燃料の臨時供給や電源車の派遣に係る計画策定および要請</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用発電機用の燃料の臨時供給や電源車の派遣が必要な重要施設について、救助・救急活動や医療救護活動の状況をふまえて、優先順位を決定し、供給・派遣計画を策定</li> <li>県石油商業組合や国緊急災害対策本部へ重要施設やヘリへの燃料の臨時供給を要請</li> <li>非常用発電機が被災し、電源が喪失した重要施設で、機能維持が必要な施設に対して電源車を優先的に配備</li> </ul> </li> </ul>

28

活動フェーズ	実施すべき対策	具体的な活動手順
フェーズ3 (12～24時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広域支援ルートの確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広域支援ルートの啓開完了 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高速道路、自動車専用道路の概ねの啓開完了</li> </ul> </li> <li>● 緊急交通路の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策基本法第76条による県公安委員会の緊急交通路の指定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限（緊急交通路の通行可能が確認でき次第）</li> </ul> </li> </ul>
フェーズ4 (24～72時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 海上輸送ルートの確保</li> <li>● 被災地アクセスルートの確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 優先的に確保する海上輸送ルートの選定、航路啓開作業開始 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 津波警報解除後に、港湾等の被害調査を実施したうえで優先順位を設定し、障害物除去など航路啓開作業を開始</li> </ul> </li> <li>● 被災地へのアクセスルートの啓開完了 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高速道路等から被災地へつながる主要ルートの概ねの啓開完了</li> </ul> </li> <li>● 重要施設への燃料の臨時供給開始 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院等の電力復旧まで非常用発電用の燃料の臨時供給を実施</li> </ul> </li> <li>● 被害が甚大な被災地内ルートの啓開完了</li> <li>● 海上輸送ルートの啓開完了</li> </ul>

29

## 具体的な活動手順(避難所機能の確保)

避難所生活における災害関連死を防ぐため、避難所機能が確保されるよう、以下のとおりフェーズごとの整理を行いました。

活動フェーズ	実施すべき対策	具体的な活動手順
フェーズ1 (発災～6時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所開設状況の把握</li> <li>● 協定締結団体との連携体制の確保</li> <li>● 県物資拠点の立ち上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所開設状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急派遣チームや県防災情報システムを通じて、各市町における避難所開設状況や避難者の収容状況を収集</li> </ul> </li> <li>● 県物資拠点の被災状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方部職員を県広域防災拠点へ派遣し、拠点施設や設備、備蓄物資、アクセスルートの状況を把握</li> </ul> </li> <li>● 市町物資拠点の被災状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急派遣チームを通じて、各市町における物資拠点の被災状況や立ち上げ予定を把握</li> </ul> </li> <li>● 物資調達、物資輸送に関する協定締結団体との連絡体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物資調達、物資輸送に関する協定締結団体との連絡体制を確認し、調達可能量等の確認を依頼</li> </ul> </li> <li>● 県物資拠点の立ち上げ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方部救援物資班を県広域防災拠点へ派遣し、県物資拠点を立ち上げ</li> <li>・ 協定に基づき、三重県トラック協会に対して物流専門家の派遣を依頼</li> </ul> </li> </ul>

活動フェーズ	実施すべき対策	具体的な活動手順
フェーズ2 (6～12時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プッシュ型支援に係る配分計画の決定・物資調達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>国、県プッシュ型支援物資・資機材の配分計画の決定</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国から輸送される食料等の物資や、県からプッシュ型で支援する物資、仮設トイレ・段ボールベッド等の資機材の市町別配分計画を決定</li> </ul> </li> <li>● <b>県プッシュ型支援物資の調達</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3日目分として必要になる物資をプッシュ型で支援するため、協定締結団体に対して食料等の調達を要請</li> </ul> </li> </ul>
フェーズ3 (12～24時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援ニーズの把握</li> <li>・応援職員等の派遣調整</li> <li>・物資輸送手段の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>避難生活の実態・ニーズの把握</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所単位等で実施される医療・保健関係者による連携会議等を通じて、避難生活の実態や支援ニーズを把握・被災者支援に関する対策の検討</li> </ul> </li> <li>● <b>避難所への一般職員・DWA T等の派遣調整</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の人的支援ニーズに対応するため、全国知事会や総務省等に対して、一般事務職員にかかる応援を要請</li> <li>・避難所における要配慮者の生活機能の低下等を防止するため、協定等に基づき、災害福祉派遣チーム（DWA T）等の派遣を要請</li> </ul> </li> <li>● <b>物資輸送手段の確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協定に基づき、トラック協会等に対して県物資拠点から市町物資拠点へ輸送する車両の手配を要請</li> </ul> </li> </ul>

31

活動フェーズ	実施すべき対策	具体的な活動手順
フェーズ3 (12～24時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所における電源確保</li> <li>・民間企業・団体からの支援受入れ調整</li> <li>・被災者の生活支援の要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>避難所における電源確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所における電源を確保するため、協定に基づき、自動車販売店等に対して、電動車両等の貸与を要請</li> </ul> </li> <li>● <b>民間企業・団体からの支援受入れ調整</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間企業や団体から支援の申し入れがあった場合は、避難所におけるニーズ等をふまえ、受入れ体制を確認したうえでマッチングを行う。</li> </ul> </li> <li>● <b>自衛隊・海上保安庁に対する入浴等の生活支援の要請</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛隊・海上保安庁に対して、入浴・給食・給水等の被災者の生活支援の実施を要請</li> </ul> </li> </ul>
フェーズ4 (24～72時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県プッシュ型支援物資の供給</li> <li>・応援職員等の派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>県プッシュ型支援物資の供給開始</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調達した支援物資を県物資拠点から市町物資拠点へ輸送</li> </ul> </li> <li>● <b>避難所への一般職員・DWA T等の派遣</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援ニーズとのマッチングを行い、各チームの派遣先を決定</li> </ul> </li> </ul>

32



### ① 災害対策本部の活動スペース等の確保

現状の環境においても、より迅速・的確に災害対応を実施できるよう、防災対策部内の災害対策本部スペースを拡張し、常設の災害対策本部オペレーションルーム及びシチュエーションルームを、本庁舎敷地内に災害対策要員用の災害用コンクリート便槽式トイレを整備します。

(令和5年度当初予算)

### ② 新たな緊急派遣チームの体制整備

これまでの緊急派遣チームで行っていた情報収集に加えて、被災市町の物的・人的ニーズの要望聴取等を行い、県災害対策本部との円滑な調整支援を行うことを目的に、総括支援員(管理職)、支援員(防災に精通した職員)、情報連絡員を3人一組で事前に決めた担当市町に派遣する新たな緊急派遣チーム体制を整備しました。

### ③ 海上保安庁との連携強化

令和4年12月12日、第四管区海上保安本部との包括連携協定を締結し、災害時における情報収集や離島、沿岸孤立地域における救助・救援物資輸送など、県民の命を救う災害応急活動を迅速かつ円滑に実施するための連携を強化しました。

### ④ 初動対応タイムラインの策定

令和4年8月に策定した災害対策本部体制編と救助・救急活動について、具体的な活動手順やオペレーションをフェーズごとに整理した初動対応タイムラインを策定しました。

# 南海トラフ地震をはじめとする大規模地震 初動対応タイムラインの概要

経過時間	自然現象【警報等】	被害状況	災害対策本部体制	救助・救急活動	救助機関の活動状況	市町の活動状況	国の活動状況	
地震発生	緊急地震速報発表	津波、地震動、液状化、崖崩れによる建物被害が多数発生 ①	非常参集開始 (防災一斉メールを受信し、安否、参集場所、参集時間を報告)		職員参集開始	職員参集開始	職員参集開始	
	県内全域で震度5強～震度7の揺れ		災害対策本部の立ち上げ			災害対策本部設置	官邸対策室設置	
	3分後揺れが収まる		被災市町からの情報収集			避難指示発令		
	3分後大津波警報等発表	木造住宅密集地域等で出火 ・発電所、変電所、浄水場、通信施設、下水道処理場、鉄道等が被災し機能停止 ・斜面崩壊、橋梁の破損、津波等による道被害が多数発生	参集職員からの情報収集		自衛隊、海上保安庁、緊急消防援助隊の出動準備、連絡員派遣	被害情報収集開始	内閣府調査チーム派遣	
	3分後津波の第一波が熊野市、尾鷲市に到達		各所属における被害状況、通信状況の確認	災害拠点病院、SCU候補地等の情報収集		避難誘導(警察、消防)		救助活動開始(消防、消防団)
	以降、継続的に余震が発生		被災市町長との情報交換(知事)	県物資拠点、市町物資拠点の被災状況の把握		市町長と知事との情報交換		緊急災害対策本部設置
30分		官邸への連絡	救助機関、DMATへの災害派遣等の要請	知事からの災害派遣等の要請受理(自衛隊、海上保安庁、緊急消防援助隊、DMAT)				
		県防災ヘリでの被害情報収集	通信手段の確認および確保	ヘリ等による被害情報収集			ヘリ等による被害情報収集	
		緊急派遣チームの送り出し	避難所開設状況の把握			避難所安全確認、開設		
		被災住民が避難所に集まり始める	道路等の緊急点検の実施			緊急派遣チームの受入れ		
60分	59分後津波の第一波が津市に到達							

35

経過時間	自然現象【警報等】	被害状況	災害対策本部体制の確立	救助・救急活動	救助機関の活動状況	市町の活動状況	国の活動状況
6時間	91分後津波の第一波が桑名市に到達	医療施設に負傷者が殺到	緊急派遣チームを通じた情報収集	啓開作業体制、物資調達・輸送体制の確保	自衛隊、海上保安庁、緊急消防援助隊、警察による救助活動開始	避難所運営	
	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表		災害対策本部本部会議	重要施設、ライフラインに関する情報収集	警察による交通規制実施	住民への広報(被害情報、避難所情報等)	
			報道機関を通じた県民への呼びかけ	救助・救急活動方針の決定	ヘリによる救助活動	住民からの問い合わせ対応	
12時間			内閣府調査チームとの情報共有、支援依頼	海上からの情報収集	自衛隊先遣隊到着 緊急消防援助隊指揮支援部隊到着	住民への広報(物資、ライフライン等)	内閣府調査チーム到着
			災害対策本部本部会議	地域医療搬送開始			
			報道機関を通じた県民への呼びかけ	道路啓開作業開始			
24時間			人的支援(自治体応援職員)ニーズの確認	救助活動拠点確保、SCU設置			
				プッシュ型支援配分計画の決定、調達			
				広域応援部隊への情報提供			
72時間			災害対策本部本部会議	広域医療搬送開始	広域応援部隊順次		
			報道機関を通じた県民への呼びかけ	避難者の移送開始			
			初動対応期以降の対策検討・活動方針見直し	避難所への応援職員等の派遣調整			
	津波警報から津波注意報へ切り替え		総括支援チーム派遣先の決定	広域支援ルート啓開、緊急交通路確保			
				入浴等の被災者の生活支援要請			
				航空啓開作業開始	船による救助等活動(津波警報解除後)		
				被災地へのアクセスルート啓開完了			

南海トラフ地震をはじめとする大規模地震 初動対応タイムライン

	災害対策本部体制	救助・救急活動	医療救護活動	避難者支援	道路・航路啓開、ライフライン確保	避難所機能の確保
フェーズ1 (発災～6時間)	<p><b>①非常参集開始</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災一斉メールを受信し、安否・参集場所・参集時間を報告</li> </ul> <p><b>②災害対策本部の立ち上げ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急初動対策要員が速やかに参集し、災害対策本部のオペレーションルーム、知事が指揮を執るシチュエーションルームを設置</li> <li>防災対策部職員は、防災対策部内の災害対策室において、通信状況の確認や市町、関係機関の被災状況の把握など、初動対応を開始</li> </ul> <p><b>③参集職員からの情報収集</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常参集した職員から、各所属長を通じて参集経路上の被害情報を収集</li> </ul> <p><b>④各所属における被害状況、通信状況の確認</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各所属に参集した職員は、所属内の施設・設備の状況や通信状況を確認</li> </ul> <p><b>⑤被災市町長との情報交換</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>迅速、的確に被災地支援を行うため、知事が被災市町の市町長と直接連絡を取り、被害状況や対応状況の確認や要請事項を把握</li> </ul> <p><b>⑥官邸への連絡</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>官邸（非常災害対策本部、緊急災害対策本部）と緊密に連携して災害対応を行うため、速やかに知事が官邸（内閣危機管理監等）に連絡を取り、被害状況の報告や応援を要請</li> </ul> <p><b>⑦緊急派遣チームを通じた被害情報、市町ニーズの収集</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>震度5以上の市町に対して、あらかじめ指定した名簿から、速やかに緊急派遣チームを派遣</li> <li>緊急派遣チームは、総括部隊情報班に対して、市町庁舎への経路上の被害情報や市町に寄せられている被害情報、市町の支援ニーズ等を報告</li> </ul>	<p><b>①国、救助機関への応援要請</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>あらかじめ定めた防災対策部職員が各救助機関と情報共有や調整を行ったうえで、知事等から応援を要請</li> <li>自衛隊：防災対策部専門監（自衛隊OB）</li> <li>海上保安庁：防災対策部災害即応・連携課 主幹（海保OB）</li> <li>警察：防災対策部災害即応・連携課 主査（県警から派遣）</li> <li>消防庁：防災対策部消防・保安課長</li> </ul> <p><b>②上空からの情報収集</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>速やかに県防災ヘリ（1機）、県警ヘリ（2機）により、甚大な被害が想定される地域（津波被害が想定される県南部、海拔ゼロメートル地帯、コンビナート等）の情報を収集</li> <li>夜間に発災した場合は、赤外線カメラを搭載している自衛隊ヘリ、海上保安庁ヘリに上空偵察を要請</li> <li>応援ヘリ受入れの拠点として、三重交通Gスポーツの杜鈴鹿にヘリベースを設置</li> <li>自衛隊、海上保安庁、中部地方整備局に対して、ヘリ、固定翼機、ドローンの映像の提供を依頼</li> </ul> <p><b>③海上からの情報収集</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海上保安庁リエゾン（または各海上保安部）および自衛隊リエゾンから、船舶により海上から把握した港や漁業集落、海路の被害情報を収集</li> </ul> <p><b>④通信手段の確認および確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各市町災害対策本部、救助機関との通信状況の確認を実施</li> </ul> <p><b>【確認順位】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>NTT回線</li> <li>インターネット回線（県防災情報プラットフォーム、インターネットメール）</li> <li>防災行政無線（地上系）</li> <li>防災行政無線（衛星系）</li> <li>衛星携帯電話</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存設備で通信できない施設に対して可搬型衛星通信設備や衛星携帯電話を配置</li> </ul>	<p><b>①災害拠点病院等の情報収集</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広域災害救急医療情報システム（EMIS）などにより、災害拠点病院や津波被害が想定される医療機関などの情報を最優先に収集</li> </ul> <p><b>【収集項目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設被害の有無</li> <li>ライフライン、医薬品等の状況</li> <li>医療機能の確保状況</li> <li>実働病床数、現在の患者数</li> <li>今後転送が必要な患者数</li> <li>職員数</li> <li>三重DMAT等の待機状況</li> </ul> <p><b>②SCU候補地の情報収集</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>SCU候補地の被害情報、アクセスルート等を確認</li> </ul> <p><b>③災害医療コーディネーター、統括DMATの本部派遣要請</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登録されている災害医療コーディネーターおよび統括DMATの安否確認を行い、県災害対策本部への派遣を要請</li> </ul> <p><b>④DMAT派遣要請</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>DMAT調整本部の立ち上げ</li> <li>統括DMATの助言を得て、DMAT指定病院に対して、三重DMATの派遣を要請</li> <li>統括DMATの助言を得て、非被災都道府県または厚生労働省に対して、日本DMATの派遣を要請</li> </ul>	<p><b>①津波避難タワーなど緊急避難場所における避難者の情報収集</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波避難タワーや津波避難ビルなど緊急避難場所へ避難している避難者に関する情報を収集</li> </ul> <p><b>②避難者の移送に関する優先順位の検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波避難タワー等の浸水程度、避難人数、設備や備蓄の状況をふまえて、緊急避難場所から避難所への移送に関する優先順位を検討</li> </ul>	<p><b>①緊急点検の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路および道路注意箇所を中心に、道路パトロールを実施</li> <li>ただし、津波浸水区域は、大津波警報解除後に、避難場所の確保を行ったうえで、道路パトロールを実施</li> <li>交通の障害となるような事態を発見した場合は、危険を防止するための簡単な障害物の除去など応急措置を実施</li> <li>港や航路は、大津波警報発令中のため、ヘリや目視による情報、観測情報を収集</li> </ul> <p><b>②啓開作業体制の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協定団体、中部地方整備局、市町と連携し道路・航路啓開に係る作業体制を確保</li> </ul> <p><b>③重要施設の情報収集</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>病院や市町庁舎、消防庁舎など重要施設に係る情報を収集</li> </ul> <p><b>【収集項目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の被害情報（使用継続の有無）</li> <li>非常用発電機の稼働状況</li> <li>自家用備蓄燃料の残量</li> </ul> <p><b>④ライフラインに関する情報収集</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県災害対策本部に派遣されるリエゾン等を通じて、電力、ガス、通信に係る以下の情報を収集</li> </ul> <p><b>【収集項目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害情報（支障発生地域、原因等）</li> <li>復旧方針、復旧見込み</li> <li>電源車や移動基地局車の配備可能数</li> </ul> <p><b>⑤ガソリンスタンド（中核SS、住民拠点SS）の情報収集</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県石油商業組合と連携し、車両への燃料供給に関する情報を収集</li> <li>中核SSの情報は、救助機関および市町へ共有</li> <li>稼働している住民拠点SSの情報は、買いだめ・買い急ぎの自粛依頼とあわせて県ホームページ等を通じて、県民へ周知</li> </ul>	<p><b>①避難所開設状況の把握</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急派遣チームや県防災情報システムを通じて、各市町における避難所開設状況や避難者の収容状況を収集</li> </ul> <p><b>②県物資拠点の被災状況の把握</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方部職員を県広域防災拠点へ派遣し、拠点施設や設備、備蓄物資、アクセスルートの状況を把握</li> </ul> <p><b>③市町物資拠点の被災状況の把握</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急派遣チームを通じて、各市町における物資拠点の被災状況や立ち上げ予定を把握</li> </ul> <p><b>④物資調達、物資輸送に関する協定締結団体との連絡体制の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>物資調達、物資輸送に関する協定締結団体との連絡体制を確認し、調達可能量等の確認を依頼</li> </ul> <p><b>⑤県物資拠点の立ち上げ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方部救援物資班を県広域防災拠点へ派遣し、県物資拠点を立ち上げ</li> <li>協定に基づき、三重県トラック協会に対して物流専門家の派遣を依頼</li> </ul>

南海トラフ地震をはじめとする大規模地震 初動対応タイムライン

	災害対策本部体制	救助・救急活動	医療救護活動	避難者支援	道路・航路啓開、ライフライン確保	避難所機能の確保
フェーズ1 (発災～6時間)	<p>⑧ 応急対策職員派遣制度における総務省（またはブロック幹事県）への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務省に対して県内への総括派遣チーム要請を打診</li> </ul> <p>⑨ 災害対策本部本部員会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部を開催し、被害状況や県の対応状況を共有</li> </ul> <p>⑩ 報道機関を通じた県民への呼びかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地の住民に被害状況や支援情報を適切に伝えるとともに、被災地外からの支援を効果的に受けられるよう、知事が自らメッセージを発信</li> </ul>	<p>⑤ 活動調整会議の開催および救助・救急活動方針の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初回の活動調整会議で以下の項目を共有し、初動対応の段階における救助・救急活動方針を決定</li> </ul> <p>【参加機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県、消防調整本部、警察、自衛隊、海上保安庁</li> <li>（必要に応じてTEC-FORCE、気象台）</li> </ul> <p>【共有項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各救助機関の意思決定者、リエゾンの氏名、連絡先</li> <li>・各救助機関が把握している被害情報（上空偵察の状況等）</li> <li>・110番、119番の入電状況</li> <li>・部隊の運用、他県からの応援状況</li> <li>・安全管理対策への技術的助言</li> </ul>				
フェーズ2 (6～12時間)	<p>⑪ 災害対策本部本部員会議</p> <p>⑫ 報道機関を通じた県民への呼びかけ</p> <p>⑬ 人的支援（自治体応援職員）ニーズの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町に対して、応急対策職員派遣制度による報告を要請し、人的支援ニーズを確認</li> <li>・把握したニーズを総務省へ報告</li> </ul>	<p>⑥ 救助活動拠点の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総括部隊救助班が、「優先的に使用する拠点」候補地の施設管理者に対して、施設の被害情報や利用可否を確認</li> <li>・「優先的に使用する拠点」が使用できない地域での部隊展開が必要な場合は、あらかじめ候補地として位置づけている施設の中から、活動地域へのアクセスを最優先として速やかに代替施設を確保</li> <li>ただし、地元部隊から利用可能な施設に関する情報提供がある場合は、当該施設を優先</li> <li>・リエゾンを通じて、利用可能な施設の情報を各救助機関に提供し、実際の利用予定箇所を確認</li> <li>・拠点の利用予定は、総括部隊救助班がとりまとめ、各救助機関リエゾンおよび市町へ情報提供</li> </ul> <p>⑦ 広域応援部隊への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域応援部隊（県外からの応援部隊）の速やかな三重県進出のため、各救助機関リエゾンを通じて、以下の情報を提供</li> </ul> <p>【提供する情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動地域の被害情報</li> <li>・進出拠点、救助活動拠点へのアクセスルート</li> <li>・緊急車両が給油可能な中核SS</li> <li>・活動地域や拠点のライフライン情報</li> </ul>	<p>⑤ 地域医療搬送開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・E M I S等を利用して収集した各医療機関の患者受入情報を参考に、救助された傷病者や病院の被災により転院が必要な患者等の受入れ調整や搬送を実施</li> <li>・救急車やドクターヘリに加え、協定に基づき民間企業に大型バス等による輸送を要請し、緊急度に応じた搬送手段を確保・調整</li> </ul> <p>⑥ S C Uの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国緊急災害対策本部へ広域医療搬送を要請</li> <li>・DMAT調整本部等と連携し、S C Uへ派遣するDMATを決定</li> <li>・S C Uを設置</li> </ul> <p>⑦ 県備蓄医薬品、衛生材料等の分配</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害医薬品備蓄センター等に保管している医薬品、衛生材料等を災害拠点病院やDMAT等に分配</li> </ul>	<p>③ 避難者の移送計画策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町と連携して、派遣可能な自衛隊車両や市町保有バス、協定に基づく民間バスなど輸送手段を確保するとともに、受入れ先となる避難所を調整し、緊急避難場所からの避難者の移送計画を策定</li> </ul>	<p>⑥ 道路啓開方針の決定、道路啓開作業開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中部版くしの歯作戦や県広域受援計画、救助・救急活動、医療救護活動の状況をふまえて、道路啓開方針を決定</li> <li>・県建設業協会等関係機関と連携し、啓開作業を開始</li> </ul> <p>⑦ 燃料の臨時供給や電源車の派遣に係る計画策定および要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用発電機用の燃料の臨時供給や電源車の派遣が必要な重要施設について、救助・救急活動や医療救護活動の状況をふまえて、優先順位を決定し、供給・派遣計画を策定</li> <li>・県石油商業組合や国緊急災害対策本部へ重要施設やヘリへの燃料の臨時供給を要請</li> <li>・非常用発電機が被災し、電源が喪失した重要施設で、機能維持が必要な施設に対して電源車を優先的に配備</li> </ul>	<p>⑥ 国、県プッシュ型支援物資・資機材の配分計画の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国から輸送される食料等の物資や、県からプッシュ型で支援する物資、仮設トイレ・段ポールベッド等の資機材の市町別配分計画を決定</li> </ul> <p>⑦ 県プッシュ型支援物資の調達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3日目分として必要になる物資をプッシュ型で支援するため、協定締結団体に対して食料等の調達を要請</li> </ul>

南海トラフ地震をはじめとする大規模地震 初動対応タイムライン

	災害対策本部体制	救助・救急活動	医療救護活動	避難者支援	道路・航路啓開、ライフライン確保	避難所機能の確保
フェーズ2 (6~12時間)		<p>⑧共通地図の作成による情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>三重県防災地図の使用を基本とし、活動調整会議にあわせて定期更新</li> </ul> <p>【集約する情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波浸水、大規模火災等の全体状況</li> <li>出動部隊および配置</li> <li>孤立地域</li> <li>医療搬送等の要救助者情報</li> </ul>				
フェーズ3 (12~24時間)	<p>⑭災害対策本部本部員会議</p> <p>⑮報道機関を通じた県民への呼びかけ</p> <p>⑯総括支援チーム派遣先の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>応援職員確保現地調整会議と協議し、総括支援チームを派遣する市町を決定</li> </ul>	<p>⑨定期的な活動調整会議の開催による活動状況の共有</p> <p>【開催時間】</p> <p>早朝（現場での活動開始前）および夜（現場での活動終了後）を基本として、定例時刻を設定</p> <p>【報告・共有事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>活動の進捗状況（活動予定）</li> <li>部隊、保有機材の状況</li> <li>要救助者の発見場所など救助の可能性が高いエリア（重点搜索箇所）</li> <li>道路情報（社会基盤整備部隊から共有）</li> <li>各活動地域における活動中止基準</li> </ul>	<p>⑧広域医療搬送開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>DMA T調整本部と連携し、広域医療搬送対象患者を県内SCUへ搬送</li> <li>被災地外SCUへの搬送を国緊急災害対策本部へ要請</li> </ul> <p>⑨医薬品、衛生材料等の調達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害薬事コーディネーターと連携し、医薬品卸販売業者に対して医薬品等の供給を要請</li> <li>県内における調達が困難な場合は、国および他都道府県等に対して供給を要請</li> <li>供給される医薬品等を受け入れるための県医薬品等集積施設を設置</li> </ul>	<p>④避難者の移送</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>移送計画に基づき、安全な避難所へ避難者を移送</li> </ul> <p>⑤孤立地域への物資供給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路の寸断等により物資が調達できない孤立地域に対して、ヘリコプターによる輸送を基本に備蓄物資を供給</li> </ul>	<p>⑧広域支援ルートの啓開完了</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高速道路、自動車専用道路の概ねの啓開完了</li> </ul> <p>⑨緊急交通路の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策基本法第76条による県公安委員会の緊急交通路の指定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限（緊急交通路の通行可能が確認でき次第）</li> </ul>	<p>⑧避難生活の実態・ニーズの把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健所単位等で実施される医療・保健関係者による連携会議等を通じて、避難生活の実態や支援ニーズを把握・被災者支援に関する対策の検討</li> </ul> <p>⑨避難所への一般職員・DWA T等の派遣調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町の人的支援ニーズに対応するため、全国知事会や総務省等に対して、一般事務職員にかかる応援を要請</li> <li>避難所における要配慮者の生活機能の低下等を防止するため、協定等に基づき、災害福祉派遣チーム（DWA T）等の派遣を要請</li> </ul> <p>⑩物資輸送手段の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協定に基づき、トラック協会等に対して県物資拠点から市町物資拠点へ輸送する車両の手配を要請</li> </ul> <p>⑪避難所における電源確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所における電源を確保するため、協定に基づき、自動車販売店等に対して、電動車両等の貸与を要請</li> </ul> <p>⑫民間企業・団体からの支援受入れ調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間企業や団体から支援の申し入れがあった場合は、避難所におけるニーズ等をふまえ、受入れ体制を確認したうえでマッチングを行う。</li> </ul> <p>⑬自衛隊・海上保安庁に対する入浴等の生活支援の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊・海上保安庁に対して、入浴・給食・給水等の被災者の生活支援の実施を要請</li> </ul>

南海トラフ地震をはじめとする大規模地震 初動対応タイムライン

	災害対策本部体制	救助・救急活動	医療救護活動	避難者支援	道路・航路啓開、ライフライン確保	避難所機能の確保
<p>津波警報等解除と想定</p> <p>フェーズ4 (24～72時間)</p>	<p>⑰災害対策本部本部員会議</p> <p>⑱報道機関を通じた県民への呼びかけ</p> <p>⑲初動対応期以降の対策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災者支援に関する対策を充実させるため災害対策本部の活動方針を検討</li> </ul>	<p>⑩救助・救急活動方針の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>活動調整会議で共有される救助・救急活動の進捗状況や救助機関の部隊派遣状況等をふまえ、必要に応じて、救助・救急活動方針を見直し</li> </ul>	<p>⑩保健医療活動チームの派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>急性期以降の災害医療体制の継続を見込み、災害医療コーディネーター等の助言のもと、保健医療活動チームの派遣を調整</li> <li>DMA Tから保健医療活動チームへ医療救護活動を引継ぎ</li> </ul>	<p>④避難者の移送（フェーズ3から継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>移送計画に基づき、安全な避難所へ避難者を移送</li> </ul> <p>⑤孤立地域への物資供給（フェーズ3から継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路の寸断等により物資が調達できない孤立地域に対して、ヘリコプターによる輸送を基本に備蓄物資を供給</li> </ul>	<p>⑩優先的に確保する海上輸送ルートの選定、航路啓開作業開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波警報解除後に、港湾等の被害調査を実施したうえで優先順位を設定し、障害物除去など航路啓開作業を開始</li> </ul> <p>⑪被災地へのアクセスルートの啓開完了</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高速道路等から被災地へつながる主要ルートの概ねの啓開完了</li> </ul> <p>⑫重要施設へ燃料の臨時供給開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>病院等の電力復旧まで非常用発電用の燃料の臨時供給を実施</li> </ul> <p>⑬被害が甚大な被災地内ルートの啓開完了</p> <p>⑭海上輸送ルートの啓開完了</p>	<p>⑭県プッシュ型支援物資の供給開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調達した支援物資を県物資拠点から市町物資拠点へ輸送</li> </ul> <p>⑮避難所への一般職員・DMA T等の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支援ニーズとのマッチングを行い、各チームの派遣先を決定</li> </ul>